

第22期第36回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年9月30日（月）15時から

場所 唐津市水産会館 研修室

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

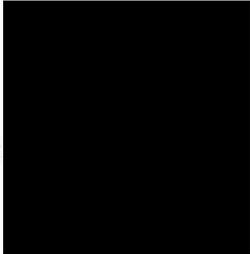
2 議 題

- (1) あわび漁業特認許可方針（案）について（諮問） P2 ～ P6
- (2) 試験養殖について（協議） P7 ～ P87
- ・小川島漁業協同組合におけるワカメ・コンブ試験養殖
 - ・佐賀玄海漁業協同組合 高串支所におけるワカメ試験養殖
 - ・佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所（満島地区）におけるワカメ試験養殖
 - ・佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所（湊地区）におけるコンブ試験養殖
 - ・佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所（呼子地区）におけるコンブ試験養殖
 - ・佐賀玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所（名護屋地区）におけるコンブ試験養殖
 - ・佐賀玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所（馬渡島地区）におけるワカメ・コンブ試験養殖
- (3) その他

水産第 2541 号
令和 6 年（2024 年）9 月 13 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 崙 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥



あわび漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

あわび漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

あわび漁業（すもぐり）

(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

(3) 推進機関の馬力数

制限なし

(4) 操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識

イ 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と長崎県壱岐市芦辺町名島本島を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

（北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒）

(5) 漁業時期

12月21日から翌年10月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

- ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和6年10月21日から令和6年11月22日まで

第4 許可の基準

申請数が、10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の漁業時期において、当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (2) 2013年12月21日から2023年10月31日までの期間において、あわびの水揚げの実績がある者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

北緯：33度28分06秒

東経：130度00分42秒

- (2) 操業時間は、次のとおりとする。

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで

1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで

2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで

3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで

4月・・・午前6時30分から午後6時30分まで

5月・・・午前6時00分から午後6時30分まで

6月、7月・・・午前5時30分から午後7時00分まで

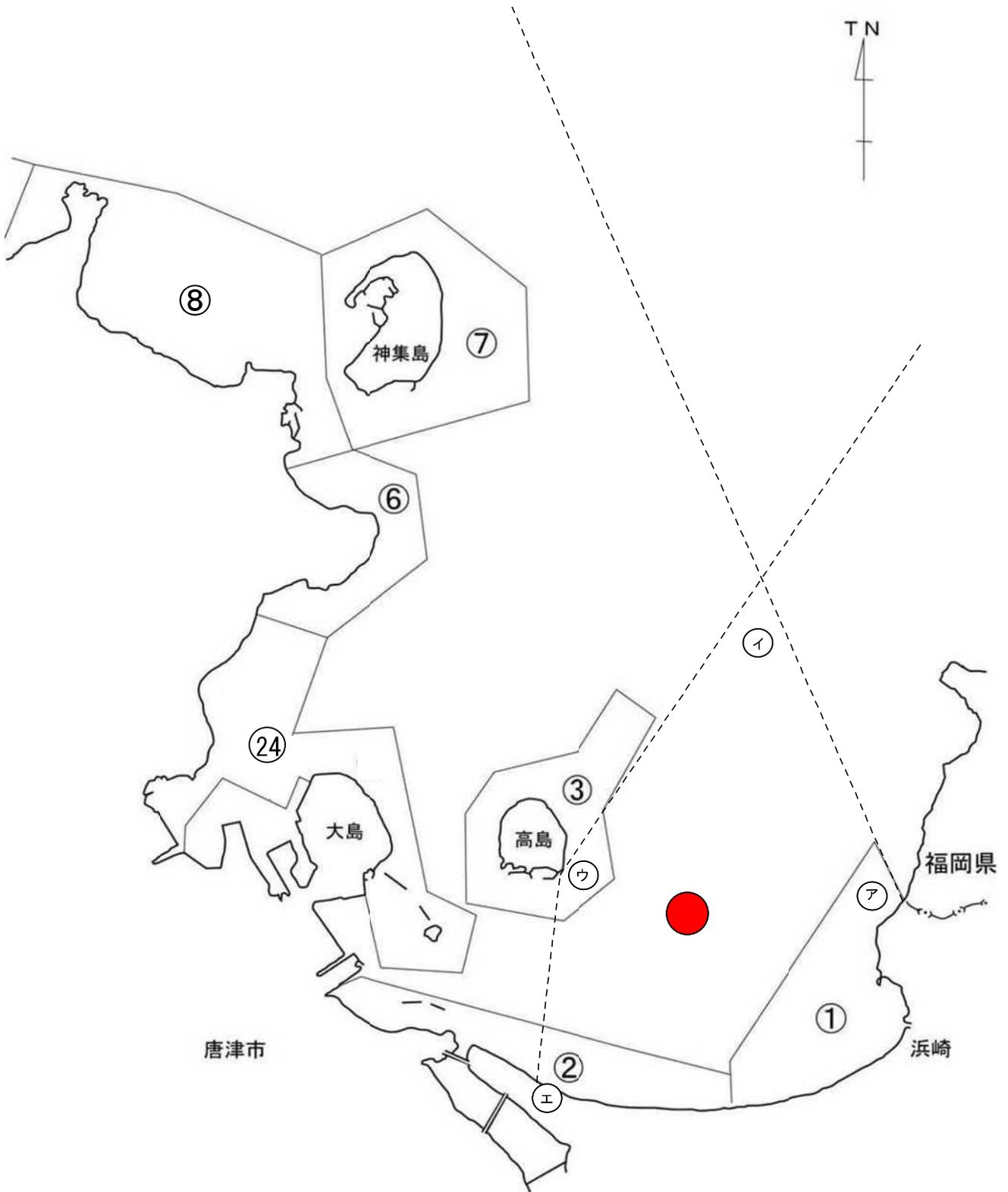
8月、9月・・・午前6時00分から午後6時30分まで

10月・・・・午前7時00分から午後5時30分まで

(3) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

(4) 操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

操業区域



水産第 2639 号
令和 6 年 9 月 20 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



小川島漁業協同組合におけるワカメ・コンブ試験養殖に
ついて（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年9月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番 1
小川島漁業協同組合
代表理事組合長 川添 光尚

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ワカメ・コンブ養殖試験(ロープ延縄式)
- 2 水産物の名称 ワカメ・コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積

 位置と区域：小川島西防波堤テトラ脇西側 (別紙1を参照)
 面積 ：20m×45m=900m² (別紙2を参照)
- 4 試験養殖期間
 試験養殖の承認日より令和7年6月30日
- 5 養殖の方法及び規模
 - a) 方法 ロープ延縄式
 - b) 規模 25mの養殖ロープを8本設置

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図(別紙1)
- (4) 養殖施設概要図(別紙2)
- (5) 委託契約書写

理由書

小川島漁業協同組合の主要な漁業は主にイカ釣りや海士漁業であるが、近年、水産資源の減少や魚価の低迷、後継者不足などで漁業環境は厳しさを増している。とりわけ海士漁業では藻場が減少する「磯焼け」の進行が顕著であり、それに伴い身の痩せたムラサキウニが高密度に生息している。これら商品価値の低いムラサキウニは漁獲されないため、藻場の回復を妨げる大きな要因になっている。

現在、これらのムラサキウニを採取して当漁協が保有する陸上水槽で蓄養することを検討している。本取り組みはムラサキウニの生息密度低下につながると同時に、蓄養により身が増大して商品価値が高まるため、新たな漁家所得増につながると考えている。ウニ類の蓄養にあたっては大量の餌料用海藻が必要となるため、ワカメ・コンブ養殖と併用することが必要となる。そのため、今年度ワカメ・コンブの試験養殖を行い、小川島地先での生長性や収量について把握し、将来的には正式な養殖区画漁業権免許取得を目指している。

住 所 佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番 1
氏 名 小 川 島 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長 川添 光尚

ワカメ・コンブ養殖試験 計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所：小川島西防波堤テトラ脇西側（別紙1を参照）

2) 実施期間：試験養殖の承認日～令和7年6月30日

3) 試験内容

a) 目的

ワカメ・コンブ養殖における養殖方法、生長性、最終的な収量データを収集し、正式な養殖区画漁業権免許取得のための基礎データを収集すること。

b) 養殖施設と規模

ロープ延縄式で20mの養殖ロープを8本設置

c) 試験方法

- ・令和6年11～12月にワカメとマコンブ種苗を岩手県の田老町漁協から購入する。
- ・同時期に佐賀県玄海水産振興センターで試験生産している唐津産のワカメ種苗も導入する。
- ・養殖試験は水温が23℃以下となる11月中旬以降に開始する。
- ・養殖試験開始後は月1回程度の頻度でモニタリングを行い、生長性の確認を行う。
- ・ワカメとマコンブが順調に生育した場合は、3～5月に順次刈り取りし生産収量を把握する。
- ・令和7年6月末に施設撤去を行う予定。

d) 種苗の供給元および供給量

(ワカメ種苗)

岩手県田老町漁業協同組合：200m

佐賀県玄海水産振興センター：100m

(マコンブ種苗)

岩手県田老町漁業協同組合：100m

e) 出荷先予定

ウニ類の蓄養用餌料

f) 養殖試験従事予定者氏名

川添光尚、村上哲夫、川添永資、川添真孝、渡辺浩平、吉川正記、原田博文、西岡利浩

g) 養殖スケジュール

	R6. 11～12月	R7. 1～2月	3～5月	6月
作業内容	養殖施設の設営 種苗の導入 養殖試験開始	モニタリング (生長性の確認)	収穫 (収量把握)	施設撤去

h) 収支計画

支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額 (税抜)
種苗	300m	100,000 円
雑材	1 式	100,000 円
合計		200,000 円

※佐賀県玄海水産振興センターからのワカメ種苗 100mは無償配布

収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
合計		

2. 安全対策

施設の維持管理については、小川島漁業協同組合が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当漁協で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

小川島漁業協同組合 0955-82-8321

(別紙1)

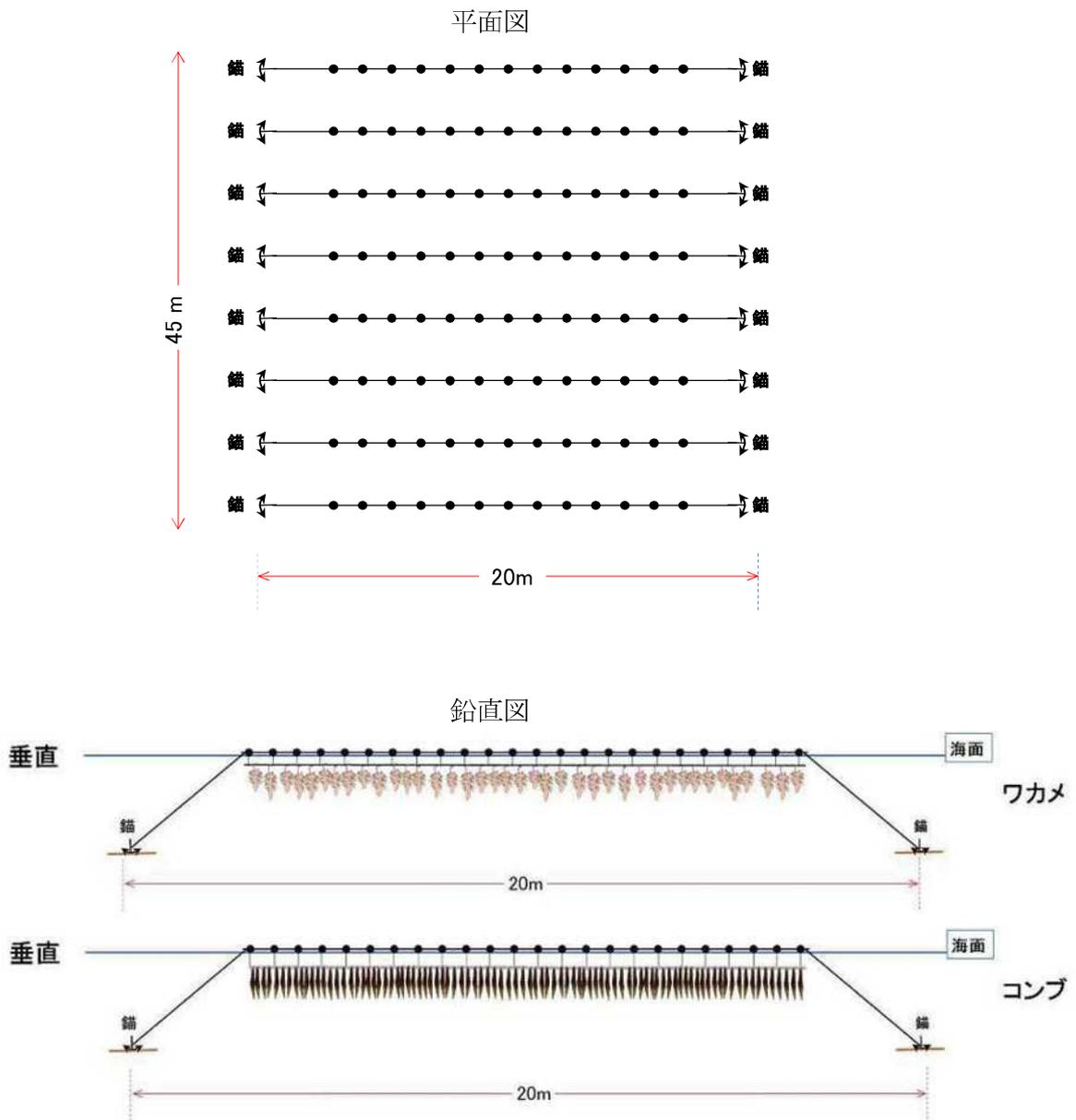
(3) 漁場位置及び区域図



小川島西防波堤テトラ脇西側

(別紙2)

(4) 養殖施設概要図



ワカメ・コンブ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と小川島漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ワカメ・コンブ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年6月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年8月30日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰

乙 唐津市呼子町呼子小川島227番地1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添

唐農水第2286号

令和6年9月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年9月11日付けで小川島漁業協同組合代表理事組合長川添光尚より、小川島漁業協同組合におけるワカメ・コンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

近年、海士漁業では、藻場が減少する「磯焼け」の進行が顕著であります。また、ムラサキウニが高密度に生息しており、藻場の回復を妨げる大きな要因となっています。

現在、ムラサキウニを採取して、小川島漁業協同組合が保有している陸上水槽で蓄養することを検討しています。本取組みは、ムラサキウニの生息密度低下につながるとともに、商品価値としての普及、漁家所得の増加にもつながると考えています。ムラサキウニを蓄養することにより大量のワカメ・コンブが必要となり、生長性や収量についても把握を行い、将来的には正式な養殖区画漁業権取得を目指しています。

佐賀県玄海水産振興センターの指導のもと、ワカメ・コンブの試験養殖を行うことを、お取り計らいくださいますようお願いいたします。

令和6年9月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 2686 号
令和 6 年 9 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



佐賀玄海漁業協同組合 高串支所（松区第 521 号内）におけるワカメ
試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年9月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ワカメ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 ワカメ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市肥前町田野高串地先（松区第521号内）
計2,500㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和7年5月31日
- 5 養殖の方法及び規模
方法；ロープ延縄式
規模；25m×100m=2,500㎡ 1箇所（別紙2を参照）
40mの養殖ロープ6本を設置

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）
- (5) 委託契約書写

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合高串支所・高串地区（以下、高串地区）の主な漁業種類は、沿岸イカ釣り漁業、いわし網漁業、小型底びき漁業、かき養殖漁業、魚類養殖漁業等である。

しかしながら、全国的な傾向と同じく、高串地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、高串地区ではかき養殖漁業については主とする漁船漁業と兼業して営んでいるが、昨今ではカキの単価が低迷している。そのような中、より効率的で漁業収入が見込めるワカメ養殖をさらに兼業することを検討しており、ワカメの試験養殖に取り組むことにした。

また、高串地先には、かき垂下式養殖業区画漁業権漁場松区第 521 号（以下、「松区第 521 号」という）があるが、この区画は外洋からの風波の影響を受けやすく、垂下したカキが落下してしまうため、松区第 521 号のカキ垂下式養殖区画漁業以外での有効活用が検討されている。

そこで、玄海水産振興センター指導の下、松区第 521 号の一部を利用してワカメの試験養殖を行い、今回の試験養殖で得られる各種データを、ワカメ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7
氏 名 佐賀玄海漁業
代表理事組合長 川崎

コンブ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所: 松区第 521 号(かき垂下式養殖業)漁場の一部(別図1のとおり)

(2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和 7 年5月

(3) 試験内容

a) 養殖施設(別図2のとおり)

- ・25m×100m=2,500m² 1箇所
- ・40mの養殖ロープ6本を設置

b) 試験方法

- ・令和 6 年 11 月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備
- ・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下)
- ・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証
- ・令和 7 年5月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量(予定)

供給元: 唐津市唐房 供給量: 300m

d) 出荷先予定

栽培協会にエサとして販売予定(500kg)

海幸丸 加工原材料分

e) 養殖試験従事予定者氏名

山下 玄紀

f) 養殖スケジュール

	R6.11月	(中旬)	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月末
作業内容	養殖施設 → 試験養殖 →		間引き等の管理、試験出荷				→ 片付け	
	準備		開始					

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
種苗費	300m	85千円

ii)収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
売上	500kg	75千円

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合高串支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

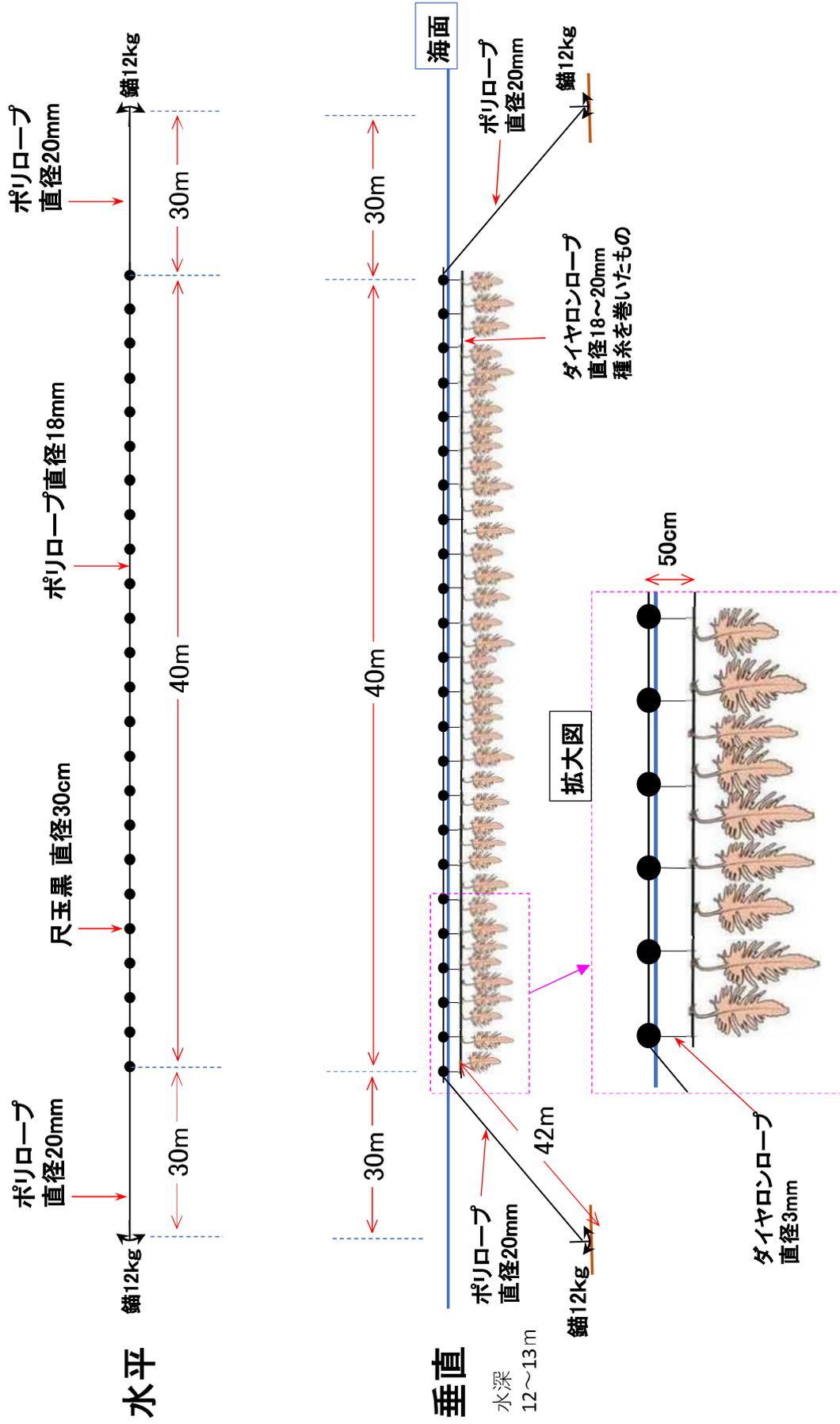
○ 緊急時の連絡先

○ 佐賀玄海漁業協同組合高串支所 0955-54-1134

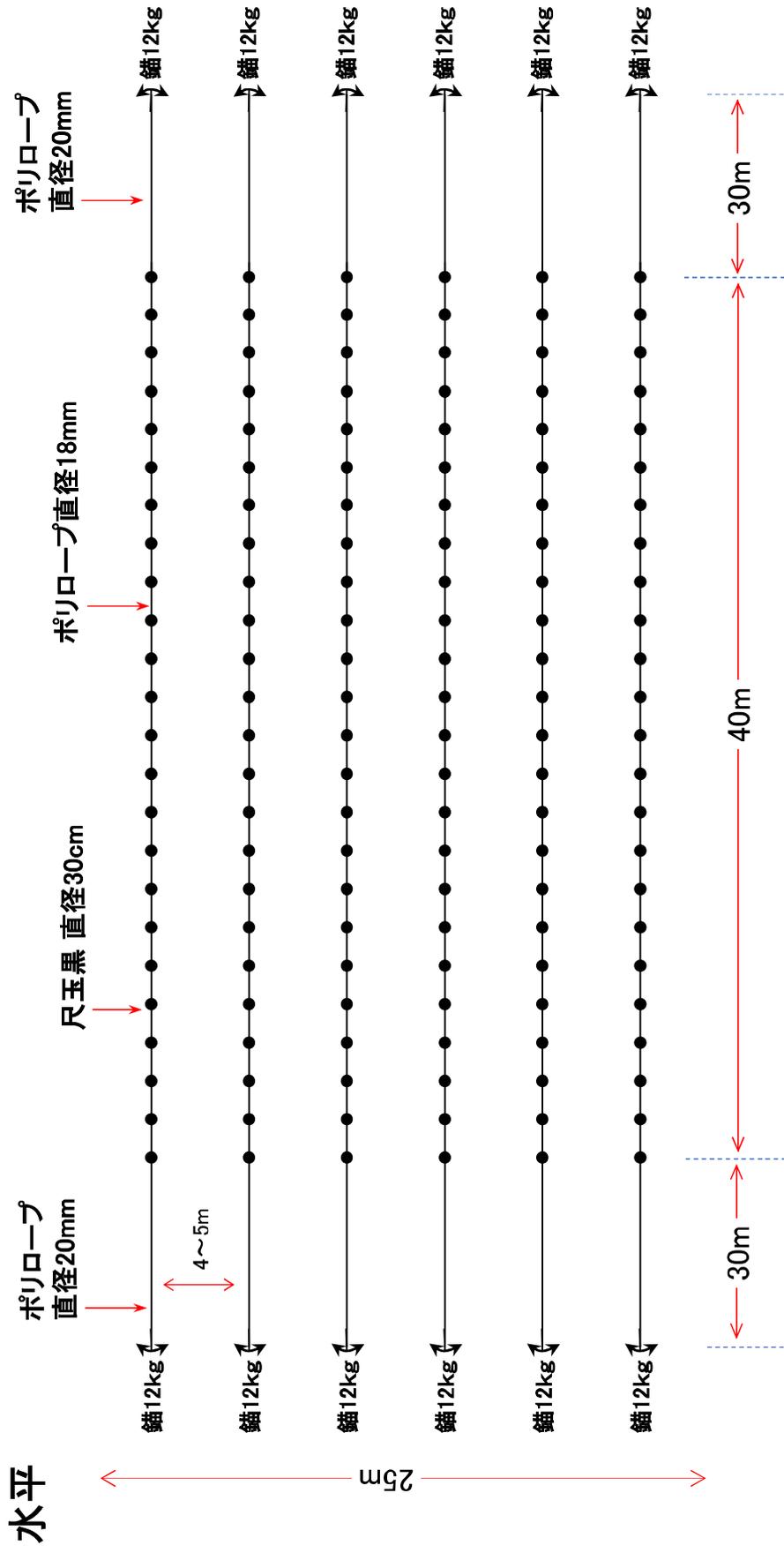


別紙 1

別紙 2-1



別紙 2-2



ワカメ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ワカメ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない

（委託業務の内容）

乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年5月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月9日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崙

唐農水第2285号
令和6年9月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎
[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年9月11日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合高串支所におけるワカメ類養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

高串地区においては、かき養殖漁業を主とし、漁船漁業と兼業して営んでおりますが、カキの単価が昨今では低迷しております。

また、高串地先のかき垂下式養殖業区画漁業権漁場松区第521号は、外洋からの風波の影響を受けやすく、垂下したカキが落下することから、カキ垂下式養殖区画漁業以外での有効活用が検討されてきました。

そこで、かき養殖漁業に比べ、より効率的で漁業収入が見込めるワカメ養殖に取り組む、今回の試験養殖で得られる各種データを、今後の漁業権免許取得に活かすものとし、結果として漁業収入も向上するものと考えております。

佐賀県玄海水産振興センターの指導のもと、ワカメ類の試験養殖を行うことに、お取り計らいくださいますようお願いいたします。

令和6年9月11日

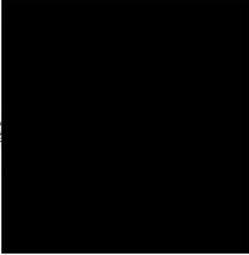
佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 2764 号
令和 6 年 9 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 崙 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義



佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所（満島地区）におけるワカ
メ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年 9 月 25 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ワカメ養殖試験
- 2 水産物の名称 ワカメ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 唐津市東唐津地先
 計 3,000 m² (別図参照)
- 4 試験養殖期間
 試験養殖の承認日、又は海水温低下の状況により早期で 10 月下旬より翌年 4 月 30 日
- 5 養殖の方法及び規模
 - 1) 方法 ロープ延縄式
 - 2) 規模
 - ・ 60m×50m = 3,000 m² (別紙参照)
 - ・ 40mの養殖ロープを 10 本
- 6 構成員一覧
 坂本智彦、坂本積彦

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図 (別紙 1)
- (4) 養殖施設概要図(別紙 2、別紙 3)
- (5) 委託契約書写

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区（以下、満島地区）の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきている。

そこで、現在、当支所唐房地区と当支所浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図ることにした。

令和3年度より試験養殖を始め、過去2年間の結果を比較すると生産量に多少の差はあるものの、問題なく試験養殖を行えた。

また令和5年度は地元産種苗が確保できなかったため、比較の為に遠方産種苗（岩手県産）を用いて試験養殖を行った結果、生長する様子がまったくくがえず、2月で試験中断を余儀なくされた。長期の時化などワカメが枯れる要因は特段なかったため、種苗由来の要因が考えられた。

4年目となる今年は、再度地元産の種苗を用いて生育状況の把握を行う。

住 所 佐賀県唐津市海岸通7182番地233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

ワカメ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区(以下、満島地区)の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、当支所唐房地区と当支所浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図ることとした。

令和3年度より試験養殖を始め、過去3年間の結果を比較すると生産量に多少の差はあるものの、地元(唐房)産種苗を用いた1か年目と2か年目は問題なく試験養殖を行えた。

3年目となる令和5年度は地元産種苗が入手できず、岩手県産種苗を用いての養殖を行った。しかし、水質や海水温変化周期等の環境が合わなかったのか12月の種入れ当初から生長する兆しが全く表れず、2月末頃には試験中止判断をして器材も撤去している。

4年目となる本年度は再び地元産種苗での生産を行い、引き続き当該地区の漁場内で行いわかめ葉体の生育状況の把握を行う。

1. 試験の概要

(1)実施場所:唐津市東唐津地先(別図参照)

(2)実施期間:試験養殖の承認日又は令和6年10月下旬～令和7年4月30日

(3)試験内容

a)養殖施設(別図参照)

・ロープ延縄式

・60m×50m=3,000 m² 1箇所

・40mの養殖ロープ10本を設置

b)試験方法

・10月中旬から水温データの記録開始

・11月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下) ※海水温低下の状況次第では10月下旬

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和7年4月末施設撤去

c)種苗の供給元および供給量(予定)

・供給元:唐津市唐房、玄海水産振興センター

・供給量:400m

d)出荷先予定

佐賀玄海漁協魚市場

e)養殖試験従事予定者氏名

坂本智彦、坂本積彦

f) 養殖スケジュール

	R6.10月	11月	(中旬)	12月	R7.1月	2月	3月	4月末
作業内容	水温データ → 養殖施設 → 試験養殖 →		間引き等の管理、試験出荷			→ 片付け		
	測定開始	準備	開始					

g) 収支計画

i) 支出の部(※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・金額を記載)

摘要	数量	金額	備考
ワカメ種糸	100 m	0 円	振興センター
〃	300 m	3,000 円	地元産

ii) 収入の部(※試験出荷がある場合に記載)

摘要	数量	金額	備考
ワカメ	10 本(@40m)	450,000	200 kg × 10 本 × 250 円

※売上 500,000 の内、10%は販売手数料として控除

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

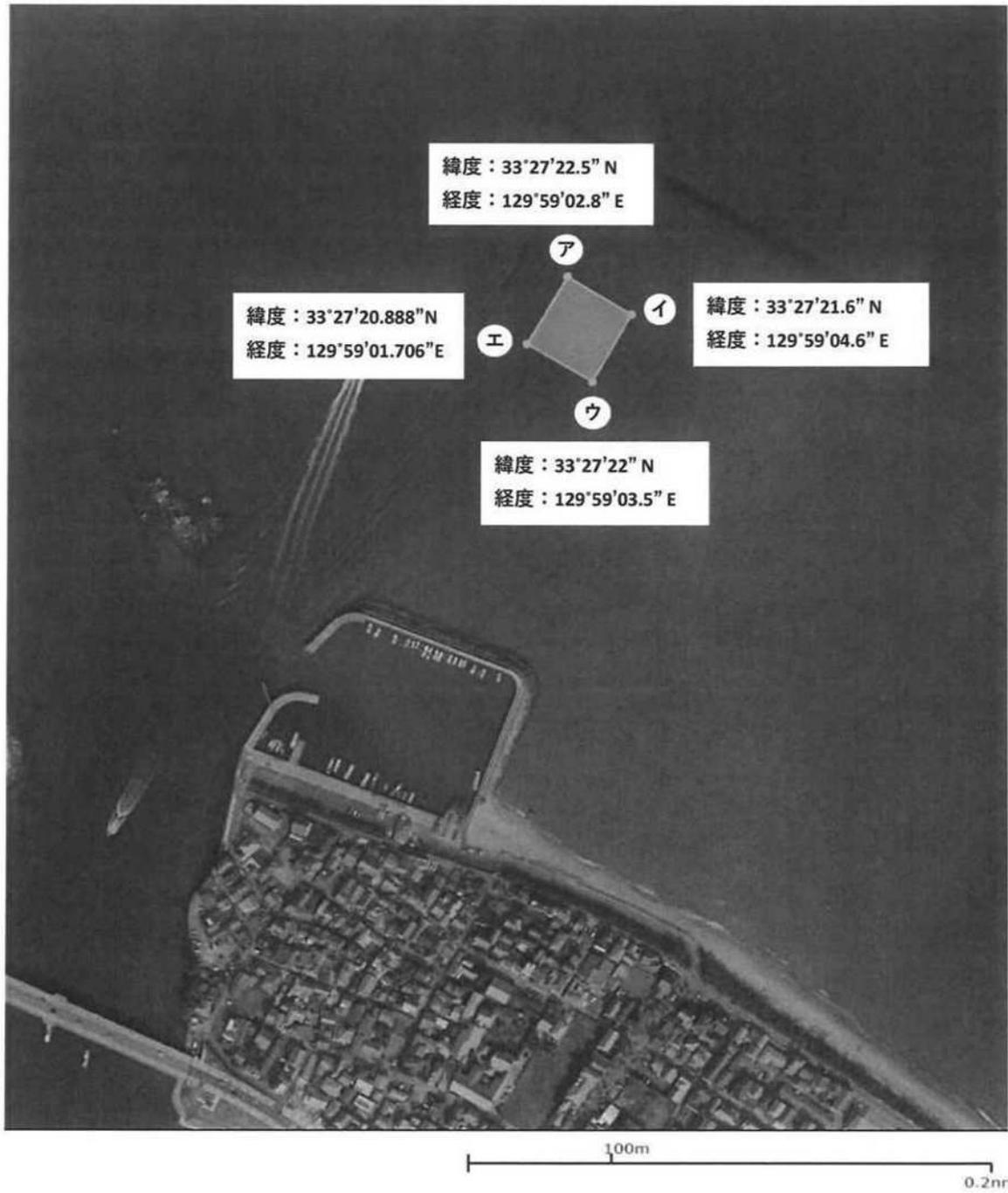
台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

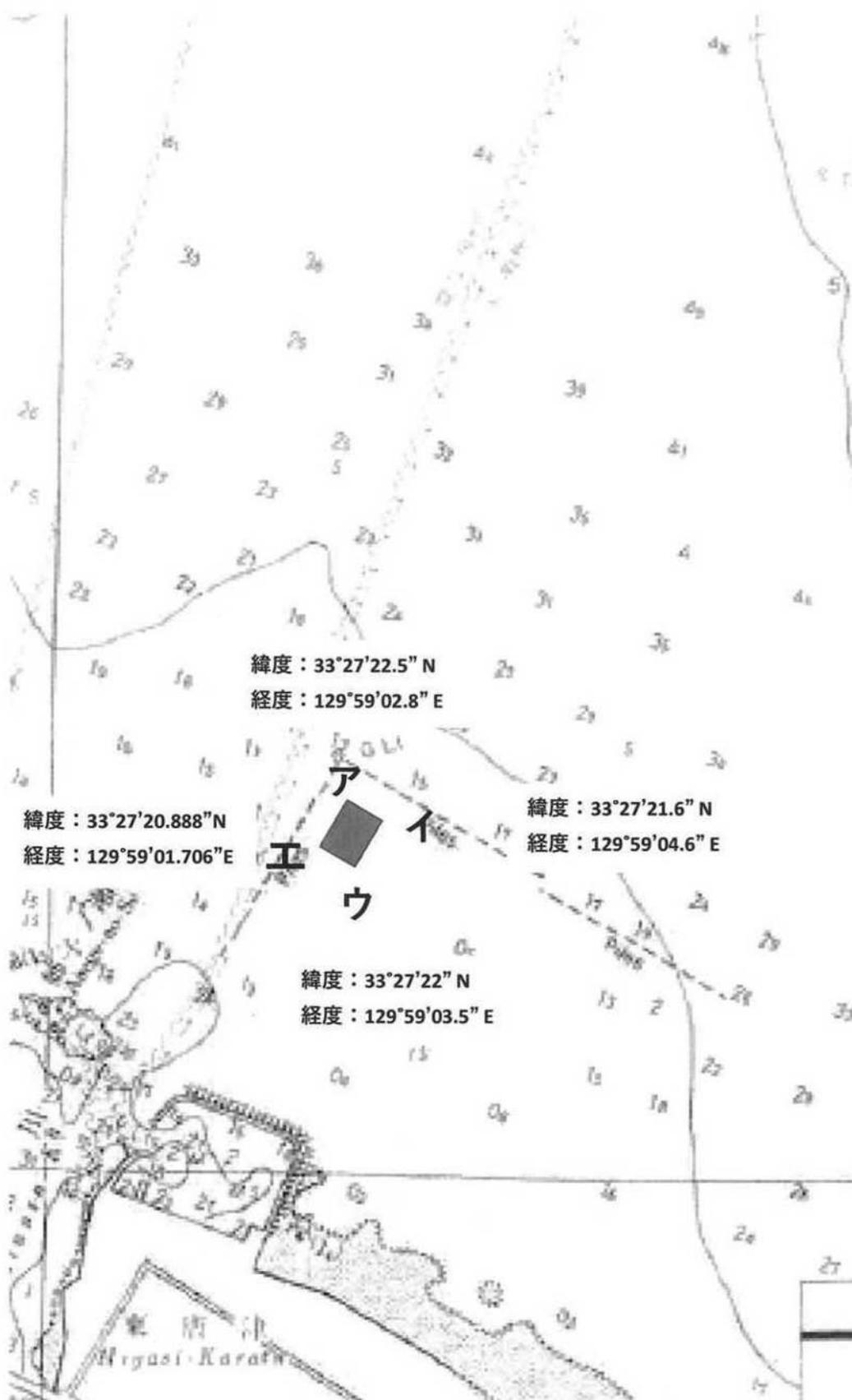
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

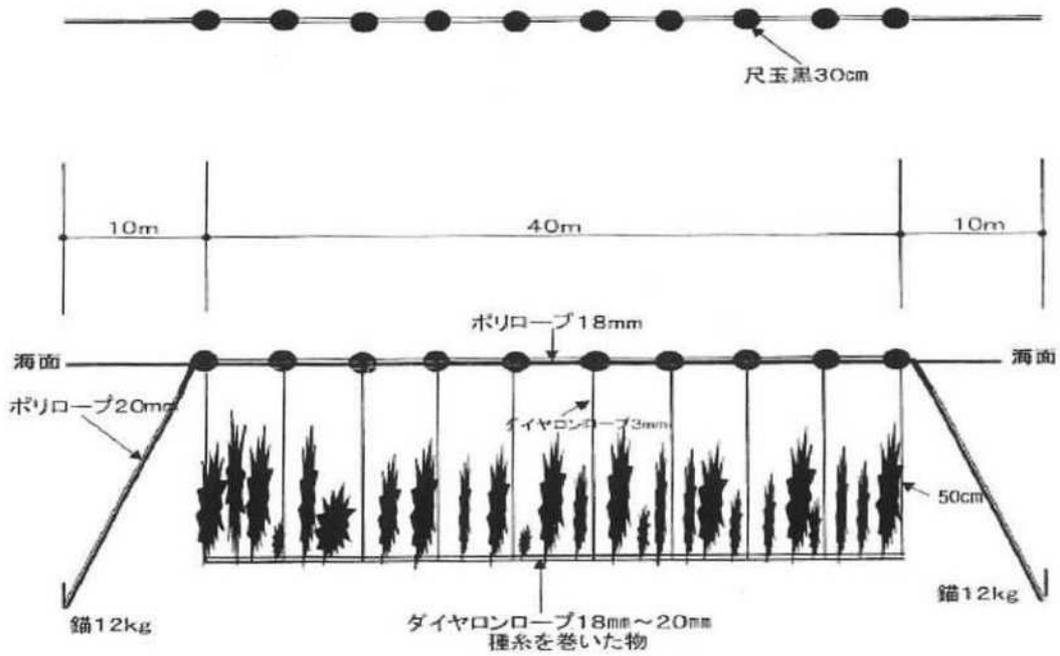
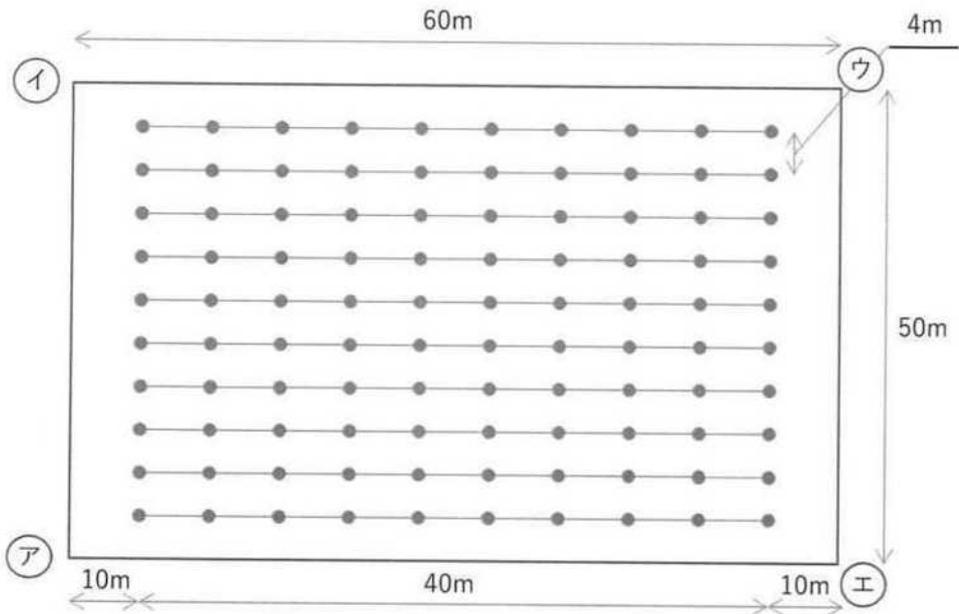
別 図





わかめ養殖筏見取図

平面図



立面図

ワカメ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協
合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

的)

第1条 甲は、ワカメ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、
乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。
い。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年4月30日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託
業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は
一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう
え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月25日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地235

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崙 利

唐農水第2421号
令和6年9月25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎
[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年9月25日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるワカメ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所東唐津地先においては、底曳網漁業、カゴ漁業及び一本釣り漁業を主としています。

令和3年度より、安定した収入源の確保のため、当該地区においてワカメの試験養殖を実施しており、過去3年間の結果は、生産量に多少の差はあるものの、概ね良好に推移しております。

4年目となる今回につきましても、引き続き同漁場内での試験養殖における様々な情報を今後の漁業権取得に活かすものとし、結果として漁家収入も向上するものと考えております。

玄海水産振興センターの指導のもと、ワカメの試験養殖を行うことを、お取り計らいくださいますようお願いいたします。

令和6年 月 日

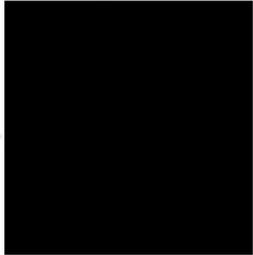
佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 2766 号
令和 6 年 9 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所（湊地区）におけるコンブ試
験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和 6 年 9 月 25 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 唐津市湊地先
 計 2,500 m² （別図参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和 7 年 5 月 3 1 日
- 5 養殖の方法及び規模
 方法；ロープ延縄式
 規模；50m×50m=2,500 m² 1箇所（別図参照）
 50mの養殖ロープ 10 本を設置

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別図参照）
- (4) 養殖施設概要図(別図参照)
- (5) 委託契約書写

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区(以下、湊地区)の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。しかしながら、湊地区では資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増している。特に同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となる海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが生残状況が悪く、水揚の増加には繋がっていない。

そこで、R5 からアカウニとアワビの試験養殖を開始し、餌料用としてコンブ養殖試験も併用して行った結果、コンブは良好な生長を示し、アカウニ用餌料として十分に活用可能なことを確認した。

今年度も引き続き、アカウニ、アワビ養殖試験を行うために、餌料用のコンブ養殖を行い、昨年度同様に餌料として活用可能かどうか把握する。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

コンブ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区(以下、湊地区)の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。しかしながら、湊地区では資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増している。特に同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となる海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが生残状況が悪く、水揚の増加には繋がっていない。

そこで、R5 からアカウニとアワビの試験養殖を開始し、餌料用としてコンブ養殖試験も併用して行った結果、コンブは良好な生長を示し、アカウニ用餌料として十分に活用可能なことを確認した。

今年度も引き続き、アカウニ、アワビ養殖試験を行うために、餌料用のコンブ養殖を行い、昨年度同様に餌料として活用可能かどうか把握する。

1. 試験の概要

(1)実施場所:唐津市湊地先(別図参照)

(2)実施期間:試験養殖の承認日～令和7年5月31日

(3)試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・50m×50m=2,500 m² 1箇所

・50mの養殖ロープ 10本を設置

c) 試験方法

・令和6年12月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・水温が適水温に成りしだい試験養殖開始(水温16℃以下;適水温13～15℃)

・間引き等の管理を行いながら、養殖可能性を実証

・令和7年5月末 施設撤去

d) 種苗の供給元および供給量

i) 種苗供給元 :北海道コンブ・岩手コンブ

ii) 種苗供給量 :各300m 合計600m

e) 出荷先予定

該当なし

f) 養殖試験従事予定者氏名

宮本勉造・宮本貞吉・山口修平・北方金好・笹山好則・山下正幸

脇山萬登・脇山 龍・宮本春吉・脇山忠博

g) 養殖スケジュール

	R6.12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月末
作業内容	養殖施設 準備	→試験養殖→ 開始		間引き等の管理		→片付け

h)収支計画

i)支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
コンブ種苗	600m	150,000円

ii)収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
該当なし*	kg	円

※餌として試験養殖の為

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

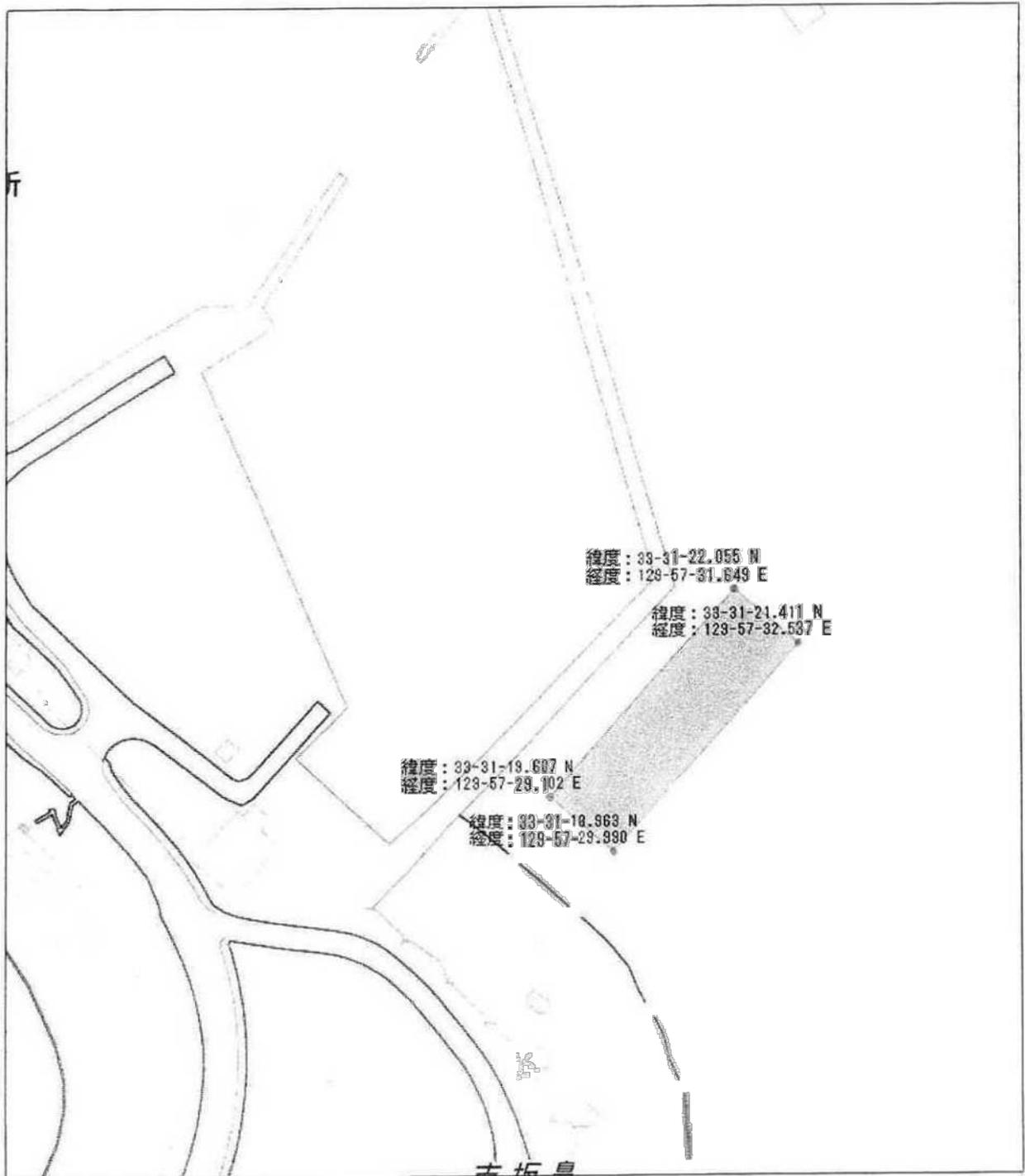
(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

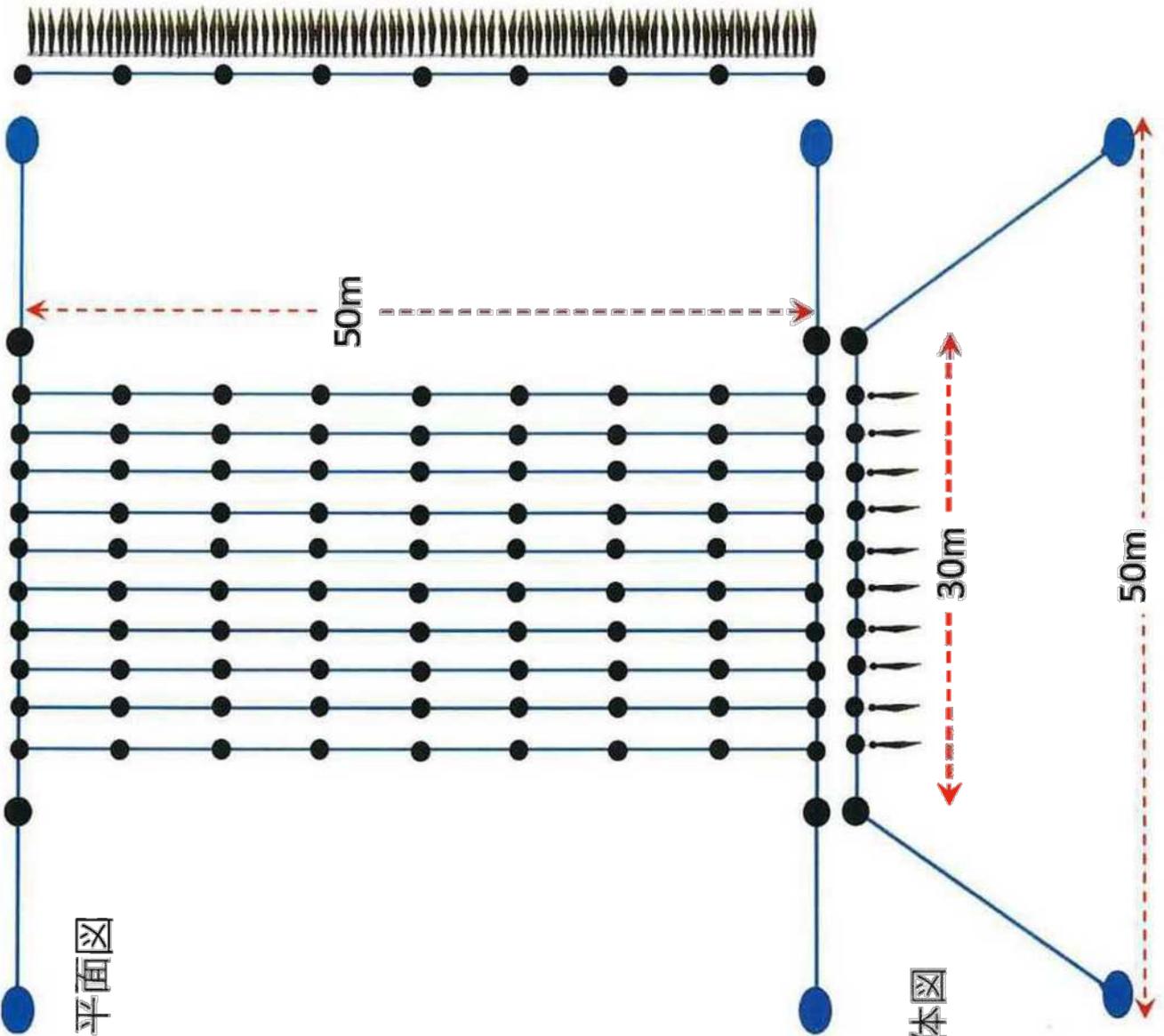


50m

0.50km



縱立体图



平面图

横立体图

コンブ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協
会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（前）

甲は、コンブ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、
乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。
い。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年5月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託
業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は
一部変更を行うことができる。

乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう
え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月25日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐農水第2420号
令和6年9月25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎
[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年9月25日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所におけるコンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所湊地区においては、海士漁業を主要漁業としています。

近年では、アカウニ・アワビ等が磯焼けの原因により、海藻類が減少していることから身入りが悪く、コンブ類の試験養殖の要望が挙がっております。

昨年度から放流しているアカウニやアワビの身入り改善のため、玄海水産振興センターの指導のもと、コンブの試験養殖を行うことを、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和6年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 2767 号
令和 6 年 9 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦



佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所（呼子地区）におけるコンブ
試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年9月20日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川岸 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市呼子町呼子地先
計500m²（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和7年6月30日
- 5 養殖の方法及び規模
方法；ロープ延縄式
規模；10m×50m=500m² 1箇所（別紙2参照）
30mの養殖ロープが2本

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）

理由書

佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所・呼子地区（以下、呼子地区）の主な漁業種類は、はえ縄漁業・イカ釣り漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、呼子地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数減少と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきている。

そこで、現在、同支所同地区では漁家収入の改善を図るため、イカ釣り漁業者を中心とした漁業者グループが佐賀県の複合経営等漁家経営改善支援事業を活用して、アカウニの陸上養殖に取り組んでいるところである。

そのアカウニ陸上養殖を実施する上で必要な餌料については、現時点では必要十分量を確保できる見込みではあるが、それらを確保できない場合を考慮し、今年度も同支所同地区地先での海藻養殖を検討することにした。

そこで、令和3年12月から令和4年4月（1回目）・令和4年12月から令和5年6月（2回目）・令和5年12月から令和6年6月（3回目）の3回、同地区の近隣地先でコンブ養殖の試験養殖に取り組んだ。5年度は、水温が3℃程上昇した4年度より、1℃低く推移したため生長が良好となり、過去3年間で最良の生育であった。今年は過去3年間の水温差を確認しつつ、生育に対する影響や最適水温を把握したいと思い、前年同様の同地区・同規模・同期間でコンブ試験養殖を実施することにした。

そして、同地区・同規模・同期間による数回の試験養殖で得られる各種データをも合わせて、コンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、コンブ本養殖を実施する際の基礎データとする。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和正

コンブ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所: 唐津市呼子町呼子地先(別図1のとおり)

(2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和7年6月

(3) 試験内容

a) 養殖施設(別図2のとおり)

・ロープ延縄式 ・10m×50m=500㎡ 1箇所 ・30mの養殖ロープ2本を設置

b) 試験方法

- ・令和6年12月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備
- ・水温が適水温に成りしだい試験養殖開始(水温 16℃以下; 適水温 13～15℃)
- ・間引き等の管理を行いながら、養殖可能性を実証
- ・令和7年6月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量

供給元: 南かやべ漁協 供給量: 200m

d) 出荷先予定

該当なし

e) 養殖試験従事予定者氏名

折尾善久 水口恵司

f) 養殖スケジュール

	R6.12月	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月末
作業内容	養殖施設 準備	→試験養殖→ 開始		間引き等の管理				→片付け

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
コンブ種苗	200m	50,000

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
該当なし		

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所 0955-82-1717

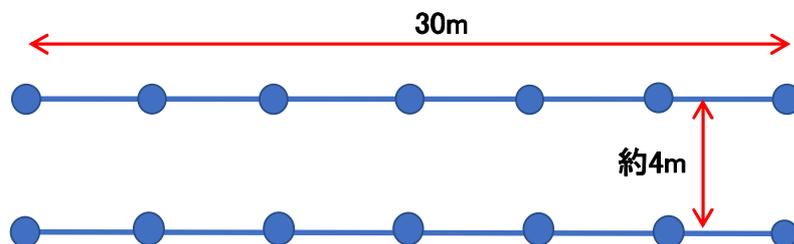
別図 1

試験養殖区画位置区域図

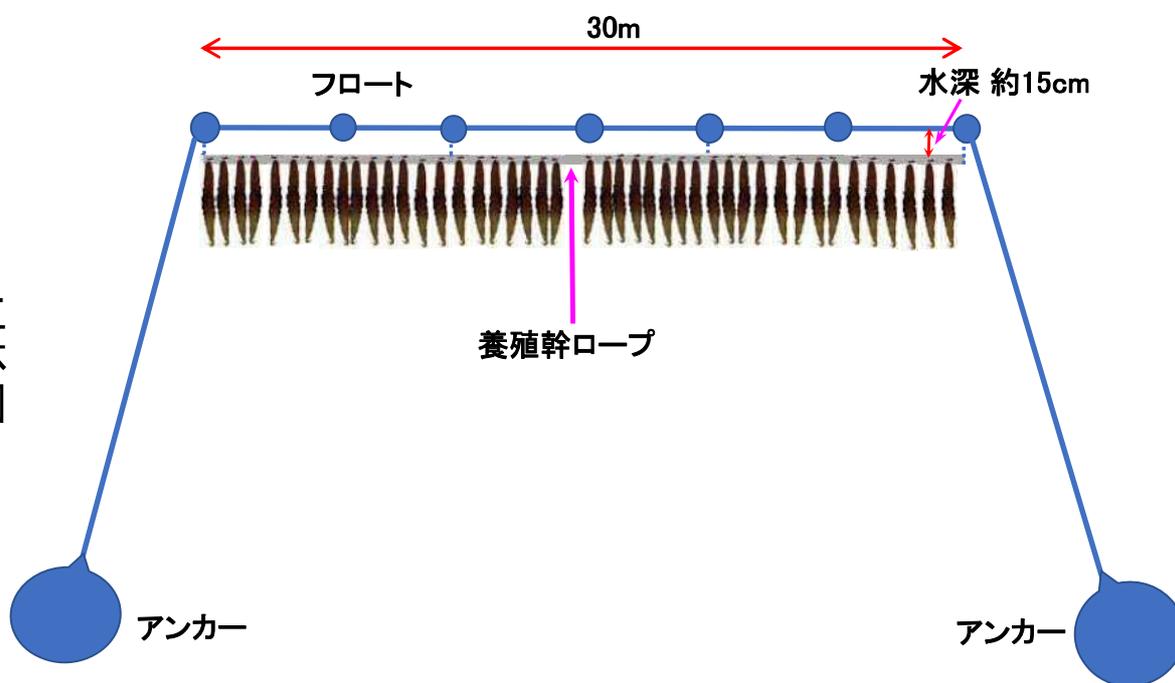


別図2

平面図



立体図



養殖施設概要図

コンブ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協
組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

目的)

第1条 甲は、コンブ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、
乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。
い。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年6月30日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託
業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は
一部変更を行うことができる。

1 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう
え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月19日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 道

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崙 和

唐農水第2422号
令和6年9月20日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎
[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年9月20日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所におけるコンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所呼子地区においては、イカ釣り漁業を主としております。漁業収入の安定化及び収益向上を目指すため、イカ釣り漁業者を中心とした漁業者グループにおいて、複合経営等漁家経営改善支援事業を活用し、アカウニ陸上養殖に取り組んでおります。

アカウニの陸上養殖については、令和3年12月よりコンブ養殖試験に取り組んでおり、現時点では必要十分量を確保できる見込みではあるが、確保できない場合を考慮し、今年度もコンブ試験養殖を実施することとしました。

玄海水産振興センターの指導のもと、コンブの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

令和6年 月 日

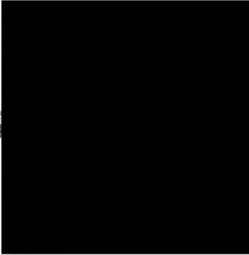
佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 2768 号
令和 6 年 9 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦



佐賀玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所（名護屋地区）におけるコン
ブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年9月24日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市鎮西町名護屋方柄浦地先
介類小割養殖業区画漁業権漁場松区第403号の一部
計 1,080㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和7年6月30日
- 5 養殖の方法及び規模
方法；ロープ延縄式
規模；45m×24m＝1,080㎡ 1箇所（別紙2を参照）
25mの養殖ロープ 7本を設置

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所名護屋地区（以下、名護屋地区）の主な漁業種類は、沿岸イカ釣り漁業、海士漁業、かき養殖漁業、魚類養殖漁業等である。

しかしながら、全国的な傾向と同じく、名護屋地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、名護屋地区では沿岸イカ釣り漁業については漁獲量の減少が著しくて水揚高も減少している。そのような中、より効率的で漁業収入が見込めるコンブ養殖をさらに兼業することを検討しており、コンブの試験養殖に取り組むことにした。

また、名護屋地区名護屋方柄浦地先には、介類小割養殖業区画漁業権漁場松区第403号（以下、「松区第403号」という）があるが、この区画は外洋からの風波の影響を受けやすく、介類養殖漁業以外での有効活用が検討されている。

そこで、玄海水産振興センター指導の下、松区第403号の一部を利用してコンブの試験養殖を行い、今回の試験養殖で得られる各種データを、コンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正 ㊞

コンブ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所: 唐津市鎮西町名護屋方柄浦地先

(2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和7年6月

(3) 試験内容

a) 養殖施設(別図2のとおり)

・45m×24m=1,080㎡ 1箇所

・25mの養殖ロープ 7本を設置

b) 試験方法

・令和6年11月下旬に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・12月中旬に試験養殖開始(水温15℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和7年6月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量(予定)

i) 種苗供給元 : 北海道、岩手

ii) 種苗供給量 : 北海道 100m、岩手 30m

d) 出荷先予定 ウニ養殖のエサとして使用(500kg)

e) 養殖試験従事予定者氏名

入船 吉幸

f) 養殖スケジュール

	R6.11月下旬	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月末
作業内容	養殖施設 → 試験養殖 → 準備 開始		間引き等の管理、試験出荷				→ 片付け	

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
コンブ種苗	130m	32,000 円

ii)収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
ウニの餌として 使用	500 kg	

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

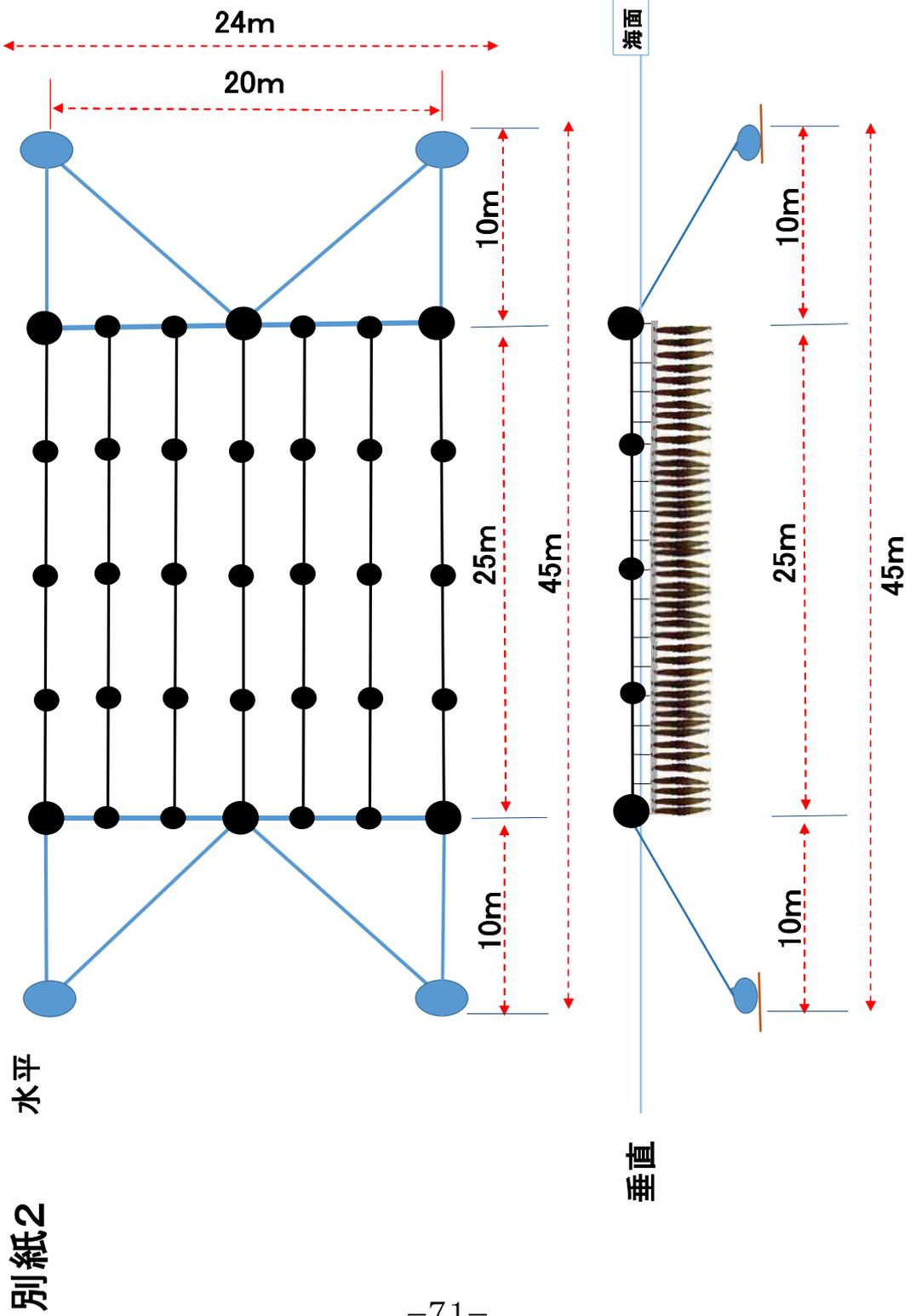
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所 0955-82-5640



別紙1



コンブ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

甲は、コンブ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、これを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年6月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月20日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 利

唐農水第2423号

令和6年9月24日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年9月24日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所におけるコンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所名護屋地区においては、沿岸イカ釣り漁業を主としていますが、近年では、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等、様々な問題を抱えています。

そこで、効率的で漁業収入が見込めるコンブ養殖に取り組むこととなりました。また、試験養殖予定地である方柄浦地先の特徴として、外洋からの風波を受けやすく、貝類養殖漁業以外での有効活用が検討されています。

玄海水産振興センターの指導のもと、コンブの試験養殖を行うことを、お取り計らいますようお願いいたします。

令和6年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 2769 号
令和 6 年 9 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 峯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所（馬渡島地区）におけるワカ
メ・コンブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年9月24日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ワカメ・コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 ワカメ・コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市鎮西町馬渡島田尻地区地先
計800m²（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和7年6月30日
- 5 養殖の方法及び規模
方法；ロープ延縄式
規模；10m×80m=800m² 1箇所（別紙2を参照）
50mの養殖ロープ3本を設置（ワカメ2本・コンブ1本）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合馬渡島支所・馬渡島地区（以下、馬渡島地区）の主な漁業種類は、延縄漁業、一本釣り漁業、採介藻漁業等である。

しかしながら、全国的な傾向と同じく、馬渡島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、馬渡島地区では近年、温暖化など様々な要因により、藻場が徐々に枯れ、主に採介藻漁業で採取するバフンウニ・アカウニやアワビ、サザエの生育が悪く、減少している。

毎年、離島振興事業でバフンウニ・アカウニの種苗を購入し、放流するが、藻場の減少に伴い、放流効果が薄く、収入が不安定化してきている。

そのような状況のなかで、より効率的で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ養殖に取り組み、販売や利用価値を深めたい。

そこで、玄海水産振興センター指導の下、田尻地区地先沿岸域での漁場を一部利用してワカメ・コンブの試験養殖を行い、今回の試験養殖で得られる各種データを、ワカメ・コンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正 ㊞

ワカメ・コンブ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所: 唐津市鎮西町馬渡島田尻地先

(2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和7年6月

(3) 試験内容

a) 養殖施設(別図2のとおり)

・10m×80m=800m² 1箇所

・50mの養殖ロープ3本(ワカメ2本・コンブ1本)を設置

b) 試験方法

・令和6年12月初旬に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・12月中旬に試験養殖開始(ワカメ;水温16℃以下、コンブ;水温15℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和7年6月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量(予定)

i) 種苗供給元 : 岩手県(地種)ワカメ、北海道(地種)コンブ

ii) 種苗供給量 : ワカメ100m、コンブ50m

d) 出荷先予定

未定(※ただし、養殖が成功し、順調だった場合は、地元旅館・栽培協会などに販売することを検討する。)

e) 養殖試験従事予定者氏名

別紙「ワカメ・コンブ試験養殖者名簿」のとおり

f) 養殖スケジュール

	R6.12月初旬	12月中旬	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月末
作業内容	養殖施設 準備	→ 試験養殖 開始	→ 間引き等の管理、 試験出荷					→ 片付け

g)収支計画

i)支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
種苗代ワカメ	100m	28,000
種苗代コンブ	50m	14,000

ii)収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

未定(※ただし、養殖が成功し、順調だった場合は、地元旅館・栽培協会などに販売することを検討する。)

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所 馬渡島支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

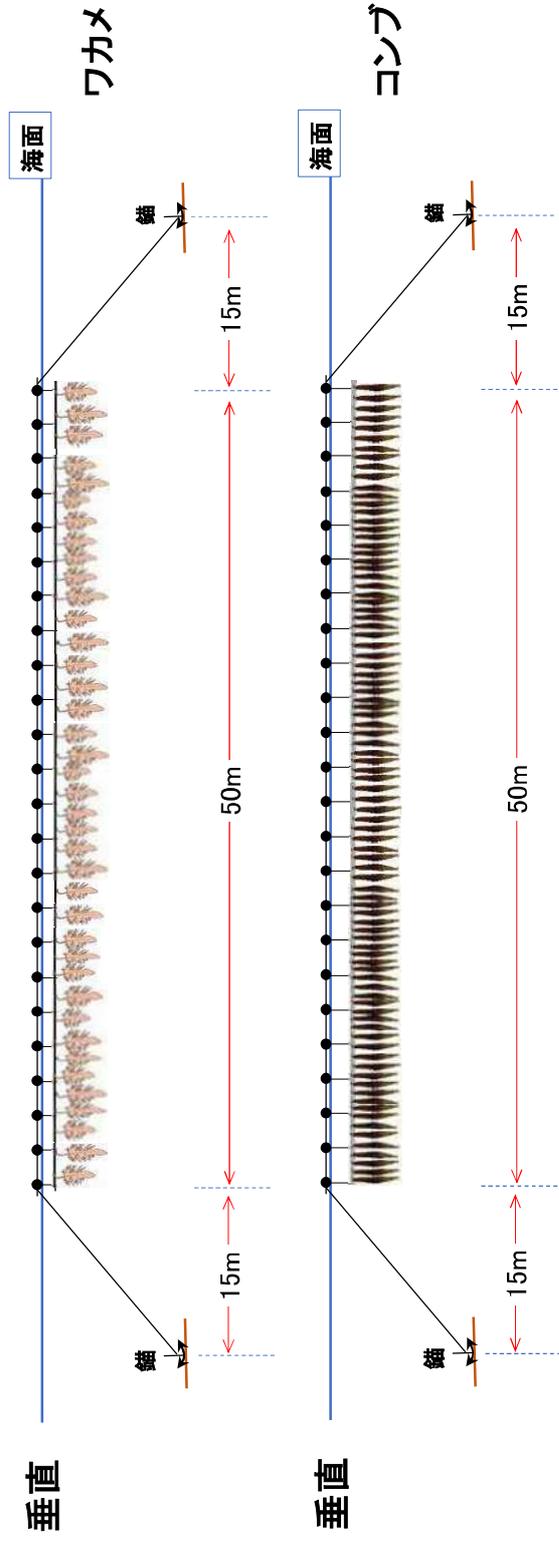
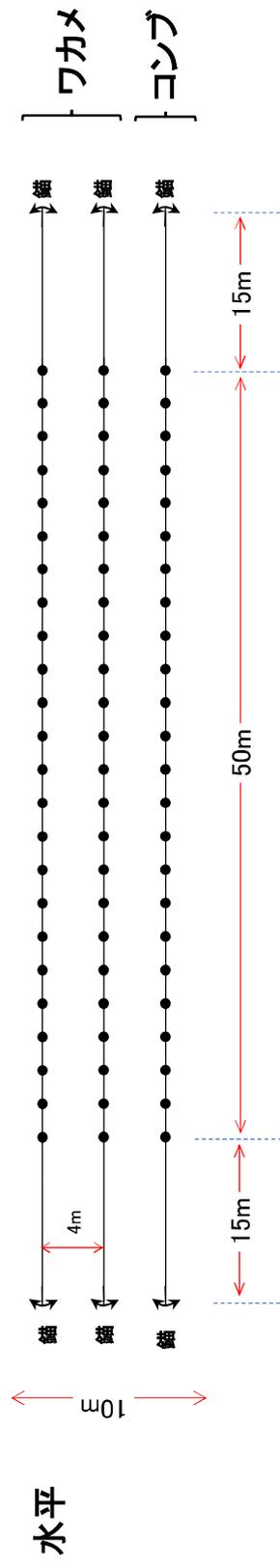
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合 鎮西町統括支所 馬渡島支所 0955-82-9111



別紙1

別紙2



ワカメ・コンブ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協
合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ワカメ・コンブ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に
委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。
い。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年6月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託
業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は
一部変更を行うことができる。

1 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう
え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月20日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐農水第2424号

令和6年9月24日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年9月24日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所におけるワカメ・コンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所馬渡島地区においては、延縄漁業、一本釣り漁業及び採介藻漁業を主としています。

現在、馬渡島漁業集落では離島漁業再生支援事業に取り組んでおり、バフンウニやアカウニの種苗を購入し放流を行っているが、近年の温暖化等の様々な要因により藻場が減少しており、放流効果が薄い状況です。

そこで、漁業収入が見込めるワカメ・コンブの養殖に取り組み、販売や利用価値を高めたいと考えております。

玄海水産振興センターの指導のもと、ワカメ・コンブの試験養殖を行うことを、お取り計らいますようお願いいたします。

令和6年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎